

住宅宿泊事業に係る外部提供の実績一覧(捜査機関・裁判所・弁護士会等が、法令に基づいて行う照会等に対して回答する場合)

(資料47-1)

平成30年5月から平成30年12月まで

No.	外部提供の根拠	外部提供を行った理由	外部提供を行う個人の範囲	外部提供に係る保有個人情報の項目	外部提供に利用した保有個人情報の記録の媒体(提供の方法)	外部提供の時期	外部提供を受けたものの名称
1	刑事訴訟法第197条第2項	刑事訴訟法上警察への情報提供が必要と判断する事案	住宅宿泊事業者(一覧・全件)	・住宅宿泊事業者(個人)の氏名、住所、電話番号	紙媒体(面接)	平成30年5月30日	渋谷警察署
2	破壊活動防止法第27条	破壊活動防止法上関東公安調査局(公安調査官)への情報提供が必要と判断する事案	特定の住宅に係る住宅宿泊事業者、住宅宿泊管理者、建物所有者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅宿泊事業者である法人代表者の生年月日、性別、身分証明書(禁治産(※1)又は準禁治産(※2)の宣告の通知を受けていない、後見の登記の通知を受けていない、破産宣告又は破産手続き開始決定の通知を受けていないことの証明書)</li> <li>・住宅宿泊管理者である個人の氏名</li> <li>・当該住宅の登記事項証明書(建物所有者の住所、氏名)</li> <li>・当該住宅に係る賃貸借契約書(建物所有者の住所、氏名、電話番号)</li> </ul> <p>※1…心身喪失の状況にある者が、法律上自分で財産を管理・処理できないものとして、後見をつけること。                  ※2…心身耗弱者及び浪費者に対して、保佐人の同意なしに財産上の行為をすること禁ずること。</p>	紙媒体(面接)	平成30年9月4日	関東公安調査局(公安調査官)